

令和5年6月2日

美濃加茂市政記者クラブ 各位

美濃加茂市経営企画部
キャリアサポート課

美濃加茂市職員の懲戒処分等の公表について

令和5年5月31日付で、次のとおり職員6名に対して懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

1. 医療機関（歯科を含む）への補助金交付に係る未執行事案（令和5年4月27日公表）に対する処分

1	被処分者	健康こども部 係長 30代
	処分内容	減給10分の1 1か月
	処分理由	令和4年度に国の「電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用して実施した「医療機関・福祉施設等電気料金支援事業補助金」について、担当者として果たすべき事務処理を怠るとともに、上司への処理状況等の報告を怠り、医療機関（歯科を含む）61施設に対する補助金交付事業の未執行事案を生じさせた。
	根拠規定等	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号 美濃加茂市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）
	処分年月日	令和5年5月31日（処分の効力発生は7月1日）
2	被処分者	健康こども部 課長 50代
	処分内容	減給10分の1 1か月
	処分理由	令和4年度に国の「電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用して実施した「医療機関・福祉施設等電気料金支援事業補助金」について、監督者として果たすべき、担当者への事務処理の進捗管理、助言、指導を怠ったことにより、医療機関（歯科を含む）61施設に対する補助金交付事業の未執行事案を生じさせた。また、事案判明後の処理について、適切な指導監督を行わなかった。
	根拠規定等	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号 美濃加茂市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）
	処分年月日	令和5年5月31日（処分の効力発生は7月1日）

3	被措置者	健康こども部 部長（前年度担当外） 50代
	措置内容	嚴重注意
	措置理由	令和4年度に国の「電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用して実施した「医療機関・福祉施設等電気料金支援事業補助金」について、令和5年度に入り、事務処理が未執行であることが判明した後の処理について、適切な監督指導を行わなかった。
	根拠規定等	地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止） 指導監督上の措置
	措置年月日	令和5年5月31日

2. 子育て施設への補助金交付に係る不適正事務処理事案（令和5年5月12日公表）に対する処分

1	被処分者	健康こども部 係長 30代
	処分内容	戒告
	処分理由	令和4年度に国の「電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用して実施した「医療機関・福祉施設等電気料金支援事業補助金」について、担当者として適切な会計処理の指示及び確認行為を行うべきところ、その職責を怠ったことにより、令和5年3月末までに子育て施設に交付すべき補助金の支払い処理が遅れたため、国の臨時交付金の交付対象外となり、一般財源による対応を招いた。
	根拠規定等	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号 美濃加茂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）
	処分年月日	令和5年5月31日
2	被処分者	市民福祉部 部長（令和4年度健康こども部課長） 50代
	処分内容	戒告
	処分理由	令和4年度に国の「電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用して実施した「医療機関・福祉施設等電気料金支援事業補助金」について、また出納員として、適切な会計処理及び確認行為等を行うべきところ、その職責を怠ったことにより、令和5年3月末までに子育て施設に交付すべき補助金の支払い処理が遅れたため、国の臨時交付金の交付対象外となり、一般財源による対応を招いた。
	根拠規定等	地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号

		美濃加茂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）
	処分年月日	令和5年5月31日
3	被措置者	健康こども部 主任 30代
	措置内容	口頭注意
	措置理由	令和4年度に国の「電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用して実施した「医療機関・福祉施設等電気料金支援事業補助金」について、分任出納員として会計処理を誤り、令和5年3月末までに子育て施設に交付すべき補助金の支払い処理が遅れたため、国の臨時交付金の交付対象外となり、一般財源による対応を招いた。
	根拠規定等	地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止） 指導監督上の措置
	措置年月日	令和5年5月31日

3. 市長及び副市長の対応

市職員全体を指揮監督する者として、その責任を重く受け止め、自らを戒めるため、以下の（1）の措置を講じることとして、令和5年第2回定例会に条例案（美濃加茂市常勤の特別職職員の給与の特例を定める条例）を上程します。

（1）措置の内容：市長、副市長ともに給料月額額の10分の1を1月間減給

4. 市長コメント

この度の事務処理の懈怠及び不適正事務処理により、市民の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑をお掛けし、信頼を大きく損なう結果となりましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、第三者を交えた検討会議を立ち上げ、再発防止策を確立するとともに、職員ひとり一人が職務に精励し、市民の皆様の信頼回復に努めていきます。

令和5年6月2日 美濃加茂市長 藤井 浩人

【お問い合わせ先】

美濃加茂市経営企画部キャリアサポート課

課長 佐合芳文

電話：0574-25-2111 内線 238